

## 沼津国際交流協会規約

### (名 称)

第1条 この団体は、沼津国際交流協会(以下「協会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を沼津市御幸町16番1号沼津市役所内に置く。

### (目 的)

第3条 協会は、国際社会の一員としての自覚のもとにふれあいを基調とした国際交流を推進し、個性と活力にあふれた「国際文化都市 沼津」の創造と世界の平和に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する調査及び研究
- (3) 国際交流に関する広報啓発事業の計画及び実施
- (4) 国際交流関係諸団体との連携及び情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人並びに団体及び法人(以下「会員」という。)をもって構成する。

- 2 中学生以下の個人は保護者の同意を要件とする準会員と規定する。

### (会 費)

第6条 協会の会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 3,000円(ただし10月以降入会の場合初年度1,500円) 学生1,500円
- (2) 団体会員及び法人会員 年額10,000円
- (3) 賛助会員 年額一口5,000円(一口以上)
- (4) 準会員 無料

- 2 既納の会費は、その理由の如何を問わずこれを返納しない。

### (役 員)

第7条 協会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 理事 23人以内
- (4) 監事 3人以内

- 2 理事(次項に規定する理事を除く。)及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

- 4 第1項第3号の理事のうち10人は、第13条第3項に規定する部会長及び副部会長をもってあてる。

### (役員の仕事分掌)

第8条 会長は協会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序によりその職務を代理する。
- 3 理事は協会の運営及び業務の執行にあたる。
- 4 監事は協会の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 補欠の役員は、第13条第3項で選出できなかった場合を含め理事会において選任出来る。
  - 3 役員は再任を妨げない。
  - 4 役員は任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまではその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

- 第10条 協会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び参与は協会の理事会及び会議に出席して意見を述べる事ができる。

(総会)

- 第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし理事会が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の者から請求があったときは、臨時に招集することができる。
- 2 総会に付議する事項は次のとおりとする。
    - (1) 役員(第7条第3項の理事を除く。)の選任に関する事。
    - (2) 規約の制定又は改廃に関する事。
    - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
    - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他理事会が必要と認めた事。
  - 3 前項の規定に係わらず、次に掲げる事項については総会の議決を経て理事会に委任することができる。
    - (1) 事業計画成立後に生じた新たな事業の追加。
    - (2) 補正予算の編成。
  - 4 総会は会長が議長となる。
  - 5 総会の議事は出席会員(賛助会員を除く)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

- 第12条 協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、第7条第1項第3号に規定する役員をもって構成する。
  - 3 理事会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
    - (1) 事業の執行に関する事。
    - (2) 総会に提出する事項に関する事。
    - (3) その他会長が必要と認めた事。
  - 4 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。ただし、理事の過半数の要請があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
  - 5 理事会は、理事の三分の二以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 6 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 顧問及び参与は必要に応じ、理事会に出席することができる。
- 8 監事は法律の定めるところにより、理事会に出席することができる。
- 9 会長は、理事会の会議に必要があると認めるときは、第2項及び第7項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第13条 協会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 企画広報部会
  - (2) 国際理解教育部会
  - (3) ふれあい部会
  - (4) カラマズ一部会
  - (5) 岳陽部会
- 2 会員は部会に所属することができる。
  - 3 部会に部会長及び副部会長 1人を置き、部会に所属する会員の互選により定める。ただし、互選されえなかった場合理事会で選任することができる。
  - 4 部会内に部会運営委員を置くことができる。
  - 5 前各号に定めるもののほか部会に関し必要な事項は、理事会で定める。

(賛助会員)

第14条 協会の活動に賛同するものは、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は協会の国際交流に関する情報などの供与を受けるとともに、協会の行う国際交流事業に参加することができる。
- 3 賛助会員になろうとする者は、その旨を記載した文書に賛助会費を添えて会長に申し出なければならない。
- 4 前項の賛助会費は、年額一口5,000円とし、一口以上とする。

(会員の入会、退会、除名)

第15条 会員として入会を希望するものは入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は退会しようとするときは退会届を会長に提出しなければならない。
- 3 会員が死亡し、または会員である団体及び法人が解散したり、会費または賛助会費が未納であったり、理事会において不適格と認められたときは、会員資格を失う。
- 4 会員が、この協会の名誉をき損し、協会の目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。
- 5 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに除名の決議を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費、交付金、補助金、賛助会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第18条 協会にその事務を処理する事務局を置く。  
2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

(委任)

- 第19条 この規約に定めるもののほか協会の運営について必要な事項は、理事会が別に定める。

付則

この規約は、平成4年4月17日から施行する。

付則

この規約は、平成5年4月17日から施行する。

付則

この規約は、平成8年5月24日から施行する。

ただし、第6条第1項の改正規定は平成9年4月1日から施行する。

付則

この規約は、平成12年5月13日から施行する。

付則

この規約は、平成15年5月17日より施行する。

付則

この規約は、平成16年5月22日より施行する。

付則

この規約は、平成17年5月14日より施行する。

付則

この規約は、平成29年5月21日より施行する。